

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第137号	
事故等種類	衝突（かき筏）	
発生日時	平成22年8月14日（土） 21時13分ごろ	
発生場所	広島県広島市広島港 地御前港西防波堤灯台から真方位130° 2,200m付近 (概位 北緯34° 19.5′ 東経132° 20.5′)	
事故等調査の経過	平成22年8月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船体：船底に擦過傷等 かき筏：枠組の折損等	
事故等の経過	本船は、船長ほか8人が同乗し、宮島水中花火大会を見物後、廿日市市木材港南方沖を約14ノットの対地速力で北東進中、平成22年8月14日21時13分ごろ、かき筏に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
その他の情報	船長は、事故発生海域をよく航行しており、また、日頃、変針目標としているかき筏の灯火があった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、木材港南方沖でマリーナに向けて左転する際、船長がGPSプロッターやレーダーを活用して船位の確認を適切に行っていなかったことから、かき筏に衝突した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、木材港南方沖でマリーナへ向けて左転する際、船長が船位の確認を適切に行っていなかったため、かき筏に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	